

注記

1.重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価の採用は行わないこととしております。なお、物品については取得原価 50 万円以上のものを計上しております。

②有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法を採用しております。

③引当金の計上基準及び算定方法

- ・賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

- ・退職手当引当金

新潟県市町村総合事務組合の退職手当組合に対して支出した加入時からの負担金の累積額より、既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を控除した額を計上しております。ただし、新潟県市町村総合事務組合との連結において、連結修正に退職手当組合積立金の令和 4 年 3 月 31 日における残高と同額を計上しております。

④リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。ただし、少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

⑤資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑥その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

2.重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3.重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4.偶発債務

偶発債務はありません。

5.追加情報

①対象範囲（対象とする会計）

一般会計

②地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間を設けております。

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間（令和4年4月1日から令和4年5月31日）の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

③表示単位未満の金額は四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。